

平成24年度 第2回 知床国立公園 管理計画検討会
議事要旨

◇日時 平成24年12月7日（金） 13:00-16:00

◇場所 斜里町産業会館 2階大ホール

◇会議次第

開会

あいさつ

議事

1. 知床国立公園管理計画の改定について

2. その他

閉会

◇議事要旨

【 開会 】

【 あいさつ 】

（釧路自然環境事務所 中山）

- ・国立公園管理計画には、知床国立公園の許認可に関するローカルルールが盛り込まれており、行政手続法の基準として定められたものである。
- ・世界遺産の各種計画の進捗や、時代の背景を踏まえた新たなものを作る為の議論をお願いしている。
- ・実際の許認可に反映するものであり、現実社会との繋がりが深い計画になるので、忌憚の無い意見を頂き、より良いものにしていきたい。

【 議事 】

1. 知床国立公園管理計画の改定について

1-1：知床国立公園 管理計画改定スケジュール

1-2：知床国立公園 管理計画（原案）

1-3：知床国立公園 管理計画 付属資料

1-4：知床国立公園 管理計画 新旧対象表

資料1-1：知床国立公園 管理計画改定スケジュール

（釧路自然環境事務所 三宅）

- ・知床国立公園管理計画改定スケジュールについて資料1-1に基づき説明。
- ・前回会議での意見や、行政機関、各種団体、科学委員会、地域連絡会議との調整供により、本日の管理計画原案を作成した。
- ・このような会議の場で検討していただく機会は今回で最後となる。

（座長）

- ・スケジュールについては、このような形で進める。

- ・検討会はこれが最後になるため、今回の会議で合意を得る形で進めたい。

資料 1-2：知床国立公園 管理計画（原案）

資料 1-4：知床国立公園 管理計画 新旧対象表

1. 国立公園の概況

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・ 1. 国立公園の概況について資料 1-2 及び資料 1-4 に基づき説明。

(愛甲委員)

- ・ (3) 国立公園管理における課題⑥公園利用の「渋滞緩和や利用マナーの向上等、自動車利用の適正化が求められる」という部分があるが、利用マナーの向上は自動車利用だけではないので、文章の修正が必要である。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・ 工夫して修文する。

(田澤委員)

- ・ (3) 国立公園管理における課題③外来種に魚類の記載がないが、3. 風致景観及び自然環境の保全管理 (1) 生態系の保全管理③外来種への対応で魚類への対応も出てくるので、まず課題のところで魚類を上げておいた方が良いのではないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・ 記述を追加する。

(内田委員)

- ・ (3) 国立公園管理における課題③外来種で、ブタナが入っているのは何か理由があるか。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・ 文章中にどの種について記述するかを検討したが、侵入している外来種を全ては書ききれないので、要注意外来生物を記述した。

(内田委員)

- ・ ブタナについては理解した。
- ・ 課題に「エゾシカの選好性の高い植物種の減少が著しい」とあるが、同時に牧草等などの外来種の増加が、今後も大きな問題となってくると思うので、一文を追加できないか。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・ 承知した。
- ・ 牧草の外来種は海岸以外にも侵入していると思うがいかがか。

(内田委員)

- ・ 特に海岸に多い。
- ・ 知床では、凄い勢いで増加している外来牧草とエゾシカが関連していると考えられるが、認識しづらい生物群であるので、注意喚起の意味でも記述を加えていただきたい。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・作成後に内田委員に確認いただきたい。

(知床森林センター 南)

- ・(3) 国立公園管理における課題④海域に、「一部の河川では河川工作物が設置されている為、サケ科魚類の遡上が阻害されている」という部分について、改良も一部行われていることを記述していただきたい。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・あくまでも課題の部分であり、取り組みを入れるとバランスが取れない。
- ・3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(1) 生態系の保全管理④海域の保全の文章により、河川工作物改良の取り組みがされていることがわかっていただけると考える。

(知床森林センター 石崎)

- ・若干補足だが、河川工作物による遡上の阻害は、色々改良しても不十分な部分があるため、その点について記載できないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・入れるとすると課題の部分ではなく、取り組みの部分に追加するのが適当であると考えます。

(座長)

- ・例えば課題の部分に入れるとすると、どんな文言になるか具体的なアイデアはあるか。

(知床森林センター 南)

- ・「サケ科魚類の遡上が阻害されている河川もあり、一部では改良が行われている」と言う修正案でいかがか。

(座長)

- ・課題であるので、最後の部分が「問題になっている」「何が重要だ」「懸念されている」などの締め方が適当ではないか。

(愛甲委員)

- ・課題に入れるのであれば、「サケ科魚類の遡上を確保することが重要であり、改良も図られているが・・・阻害されている」とすれば良いのではないか。

(知床森林センター 南)

- ・そうしていただくと有難い。

(北海道森林管理局 梶岡)

- ・他の課題部分で対策を書いていないため、ここだけに対策を書くのはいかがか。

(田澤委員)

- ・1. 国立公園の概況のところ、国指定鳥獣保護区や、原生自然環境保全地域、森林生態系保護地域などの指定を入れる必要はないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・(2) 社会環境①歴史の部分で記述しているが、前段にあるべきだということか。

(田澤委員)

- ・あれば良い。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・先程の海域の保全の課題について修文を考えた。
- ・「サケ科魚類の遡上を確保することが重要であり、一部河川では河川工作物の改良が進められているものの、未だにサケ科魚類の遡上が河川工作物により阻害されている河川がある」でいかがか。

(北海道森林管理局 梶岡)

- ・河川工作物AP事務局としては、APの中で決定し河川工作物を改良している。これ以上の改良の予定がないため、元の文章で良いと考える。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・こちらに異存はない。

(座長)

- ・そのままが良いか。

(知床森林センター 南)

- ・了解した。

2. 管理の基本方針

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・2. 管理の基本方針について資料1-2及び資料1-4に基づき説明。

(座長)

- ・前回少し議論になった地域区分について、随分解りやすくなったと思うがいかがか。

(愛甲委員)

- ・概況のところなどでは、「知床国立公園」や「知床半島」、「知床世界自然遺産地域」という言い方をしているが、基本方針のところだけに「知床」としているのが解り難い。
- ・この計画自体は知床国立公園の管理計画なので、知床国立公園と書けるところは、知床国立公園ときちんと書いたほうが良いのではないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・修正する。

(座長)

- ・修正は「知床」を使わないということだが、「知床」とはどの地域を指すかの定義はあるか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・「知床国立公園」と書いて齟齬のないところは統一し、その他についても用語の統一を図る。

(田澤委員)

- ・⑧広域的な視点による管理で、常に野生動物の国立公園内外の問題が会議で取り上げられている状況を考えると、周辺地域との調整または連携、周辺地域も含めた管理対策などについての記載が必要ではないか。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・国立公園の計画であるので、基本的には国立公園外について記述することは難しい。
- ・例えば、公園区域の内外で起きている状況を踏まえて、公園内ではこうするという程度の書き方しかできない。

(田澤委員)

- ・それで十分である。

(座長)

- ・田澤委員の意見は、ここの中にもう少し野生生物や野生動物の問題を文章として入れるということか。

(田澤委員)

- ・野生動物とまで限定しなくて良いが、公園外でも結果的に連携や調整をしている状況にあるので、その要素を入れた方が良いのではないかという意見である。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・⑧広域的な視点による管理で、野生生物に対して「知床国立公園の生態系と共通性や連続性を有する地域」という記述を入れている。

(田澤委員)

- ・了解した。

(愛甲委員)

- ・基本方針の①から⑧までの順番について、トップを基本方針とするか、もしくは知床国立公園として陸域、海域の統合的な管理や風致景観にするかなど、考え方は色々あると思うが、この順番にしたことに意図があるか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・基本的には遺産地域管理計画の順番に沿っている。

(座長)

- ・愛甲委員から具体案はあるのか。

(愛甲委員)

- ・具体案はない。

(座長)

- ・遺産地域管理計画と同じだということで良いか。

(愛甲委員)

- ・了解した。

3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項について資料1-2及び資料1-4に基づき説明。

(内田委員)

- ・(1) 生態系の保全管理①植物で、希少種の盗掘防止のためという一文があり、「シ

レトコスミレやチシマコハマギク等」という記述があるが、チシマコハマギクが盗掘された実績はあるのか。

- ・他に盗掘された実績がある植物をあげるべきではないか。
- ・例えばシンパクやイワヒバは盗掘で殆ど無くなったものであり、チシマコハマギクと置き換えても良いのではないか。
- ・チシマコハマギクを出した理由は何なのか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・遺産地域管理計画から抜粋したもので、経緯等を把握していないため、適切な種名があればご指導いただき変更したい。

(内田委員)

- ・(1) 生態系の保全管理①植物で、「幅広い市民参加による防除体制の構築」という一文があるが、これは半島先端部で行なっているアメリカオニアザミの除去のことを念頭に置いているのか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・知床岬の対策もあるが、例えば、羅臼町側では、羅臼高校の先生が生徒と一緒にアメリカオニアザミの駆除を実施してくれた等の実績もあるので、連携協力を図りたいという意図である。

(北海道森林管理局 梶岡)

- ・(1) 生態系の保全管理④海域の保全で、最終段落に河川工作物に関する記述があるが、一般の方が読むと解りづらい。
- ・1段落目の「陸上生態系に深く関わっている。」の後に、移動してはどうか。
- ・また、河川工作物の記述があることから、表題を④海域「等」の保全と、「等」を追加してはどうか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・特に問題はない。

(座長)

- ・皆さんはいかがか。
- ・特に意見は無いようなので、修正は環境省にお願いします。

(田澤委員)

- ・他の計画との関連についての文言で、計画に基づく・連携する・参照する等があるが、文言の使い分けをしているのか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・明確に用語を使い分けていないため、用語の統一を図りたい。
- ・シマフクロウの保護増殖計画等の国立公園と関連の薄いものについては参照とし、知床国立公園の生態系維持回復事業計画等の関連の深いものについては基づくといった記述にしている。

(田澤委員)

- ・参照するというと、参照するだけの印象を受けるがいかがか。

(座長)

・環境省の事業であるシマフクロウ保護増殖事業計画について、参照するというのは、ちょっと表現が弱いのではないか。

(釧路自然環境事務所 中山)

・法体系も事業も全く別であるので、表現はこれで良いと考える。

(座長)

・「参照し」という言葉に違和感を感じるが、この言葉自体が用語として良く使われるものなのか。

(釧路自然環境事務所 中山)

・例えばシマフクロウの保護については、自然公園の仕組みの中では規制がないため、その程度の書き方しかできない。

(座長)

・田澤委員も「参照」という言葉に違和感を感じているのではないか。

(田澤委員)

・最初に「参照」と言う言葉に違和感を感じ、もう2種類ぐらいあると思ったので、整理されているのか質問した。

・北海道のエゾシカ管理計画とは連携するとなっていたはずなので、同じ環境省の計画で参照なのかという素朴な疑問である。

(座長)

・業務の内容については理解した。

・用語として他でも同じように使用しているならこのままで良い。

(内田委員)

・(1) 生態系の保全管理③外来種への対応で、オオハンゴンソウが入っているのは特定外来種であるからだと思うが、知床半島だとほとんどない種だと思うので、オオハンゴンソウが特定外来種であることを記述した方が解りやすいと思う。

・魚種にニジマスなどを追加できないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

・オオハンゴンソウの部分に「特定」を追加する。

・ニジマスの件は、「北海道内水面漁業調整規則」についての説明を道庁にお願いしたい。

(オホーツク総合振興局 香内)

・「北海道内水面漁業調整規則」の内容について事務分掌上把握していないのでコメントできない。

(内田委員)

・「北海道内水面漁業調整規則」についてではなく、外来種問題としてニジマスも併記できないかということである。

・アメリカオニアザミは、外来種として規制対象になっているわけではなく、景観的な問題で入っていると思う。

・同じ様にニジマスを入れてはどうか。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・(1) 生態系の保全管理については、環境省の権限外の部分について随分と踏み込んで書いている。

- ・ニジマスとなると、さらに踏み込まなければいけないのでご理解頂きたい。

(田澤委員)

- ・外来種であるニジマスも侵入が確認されており、対策ではなく現状の説明を記述してはいかがか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・1. 国立公園の概況の課題の部分に入れるということであれば対応可能である。

(田澤委員)

- ・ブラウントラウト、カワマス等3魚種という箇所について、3魚種とも名前を書いた方が良いのではないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・修正する。

(愛甲委員)

- ・この章で使用されている題名「風致景観」、「自然景観」、「自然環境」、「生態系」について、題名と内容が合っていない。

- ・題名は風致景観であるが、風致景観に関する記述は多くされていない。

- ・題名が変更できないのであれば仕方が無いが、風致景観や自然景観の使い分けについてお聞きしたい。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・章の題名については、管理計画の作成要領による題名なので変更できない。

- ・生態系に関しては、これまでも自然公園法の風致景観の一部として解釈してきたので、問題ないと考える。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・自然公園法における風致と景観の定義がある。

- ・風致については、特別保護地区を除く特別地域における自然環境全般のことであり、利用者等の周辺の音や匂いを含めた、様々な雰囲気を含ませ持った自然環境のことを指している。

- ・景観については、特別保護地区における生態系等の概念を含めた自然環境を言う。

- ・普通地域で風景という言い方をするが、これは見た目の自然環境を指している。

(座長)

- ・章題については、公園計画の策定要領の中で決まっているとのことだが、(1)生態系保全管理や(2)自然景観の保全などもタイトルとして決まっているのか。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・特別保護地区の景観の概念は、生態系や生息する生き物を含めたものである。許認可の対象に植物の採取や動物の捕獲が入る。

- ・生態系の保全管理や、植物、エゾシカ、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、外来種への対応、海域への保全等は、国立公園の構成要素として風致景観に含まれる。

・保全対策をどこまで、どの法律に基づいて実施するかは別の話になるが、国立公園の構成の要素として、風致景観及び自然環境の保全に関する項目の題名は適切だと考える。

(愛甲委員)

- ・章の題名は良い。
- ・(1)生態系の保全管理の次に(2)自然景観の保全となっているが、(1)は構成する要素毎に書かれているのに対して、(2)は地区ごとに書かれているので、(1)と(2)の内容に合わせた題名にしてはどうか。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・構成要素別に書くべきものを(1)にし、地域別に書くべきものを(2)にしている。
- ・(1)(2)のタイトルであれば、変更する余地がある。

(愛甲委員)

- ・(1)生態系の保全管理を変更した方が良いということではなく、(2)の題名に「地区毎の」等をつけるという意味である。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・そのような書きぶりに改める。

(根釧東部森林管理署 井上)

・(2)自然景観の保全④ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区の部分で、ここだけ「知床世界自然遺産地域管理計画」という言葉を使用しているので「知床世界自然」は削るべきではないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・訂正する。

－休憩－

(釧路自然環境事務所 中山)

・先程、「参照」という表現でご議論いただいたが、他のところで「連携」という表現を使用しており、「参照」は使用せずに全て「連携」に揃えたいがいかがか。

(座長)

- ・「連携」に揃えるということをお願いする。

4. 適正な公園利用の推進に関する事項

(釧路自然環境事務所 野川)

・4. 適正な公園利用の推進に関する事項について資料1-2及び資料1-4に基づき説明。

(斜里町 岡田)

・(1)先端部地区②利用規制に関する事項にある、「知床岬地区、ルジャ地区への撮影」の文言についてだが、これは主にマスコミ取材を念頭に置いていると思うが、地元住民の教育的目的の立ち入りは、この中には含まれないのか。含まれないので

あれば、そういった文言を追加することは可能か。

- ・ルシャ地区について、前段では条件を整えばルシャに入って良いとありながら、後段ではルシャ地区について立ち入りを認めない、行わない様に指導するようになっており、どのような整理になっているのか。

- ・より厳しい立入規制を法的にも行っていくという将来的な方向性が書かれており、教育的目的も含めて、地元住民が自然の価値を知る、体験するということができなくなるということなのか。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・撮影のための上陸については現在の規定が曖昧である。
- ・野生動物の記録映画等の撮影を行いたいという場合には、規定が曖昧であるのに強い規制をしているという状況になっていたため、一定の条件下で認めて行うとした。
- ・ルシャ地区における立入指導は、教育目的も含めた一般のレクリエーション利用を想定している。
- ・今後、適正利用エコツアー検討会議の中で議論されることが想定されるため、現時点での書き方としては妥当だと考える。

(斜里町 岡田)

- ・現時点では、教育目的について認めないということであり、適正利用エコツアー検討会議で、新たに提案され承認されれば、こちらの管理計画の方も改定していくという理解で宜しいか。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・そのとおりである。

(愛甲委員)

- ・(2) 知床連山地区③各登山道における方針 エ. 知床連山従走路にある「テント泊の個室化」というのは、どのような状況なのか教えて頂きたい。
- ・野営指定地についての文章は、拡大するのか縮小するのかの方向性が解りにくいが、特別な意図はあるか。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・近年の傾向に、登山装備の軽量化による単独登山や、登山パーティーがそれぞれ個別にテントを設置する状況が増加していることから「テント泊の個室化」と表現した。
- ・知床連山地区は現在4ヶ所の野営指定地があるが、近年のこのような課題に対しどのように管理をしていくか、適正な数がどの程度かなどを検討し、植生保全が図れる方法が取れば良いと考えている。

(愛甲委員)

- ・利用形態の変化に合わせて拡大すると受け取られないような文章が良いと考える。
- ・実態を把握することを前提にして検討をするという様な書き方が良いのではないのか。
- ・「テント泊の個室化」という言葉を初めて聞いたが、全国的な傾向としていえるこ

となのか。

- ・知床国立公園管理計画は5年程度変更がないと思うため、言葉の使い方が妥当であるか疑問である。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・野営指定地についての文章を一部修正する。
- ・初めて使う言葉であるが、このような傾向は進むとみられ、「テント泊の個室化」という文言が広く使用されるのではないかと考えている。

(愛甲委員)

- ・了解した。

5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・5. 公園事業および行為許可等の取り扱いに関する事項について資料1-2及び資料1-4に基づき説明。

(北海道開発局 中村)

- ・漁港整備を担当している者だが、「漁港の新設を認めない」という文面に関しての意見である。
- ・開発局の直轄事業で進める漁港整備と北海道が補助事業で進める漁港整備があるが、直轄事業については、この管理計画の取り扱い方針は適用されないのではないかと。
- ・漁港整備は農林水産大臣が計画、実施するものであり、この管理計画の中で認めないという整合性が取れていないと考える。
- ・自然公園法の施行規則である環境省令では、施設の建設等について原則認めないという表現が多いが、一方で道路の新設等で許可条件についても定められており、整合性が取れていないと感じる。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・管理計画の取扱方針が適用されないというのは誤解である。
- ・管理計画は全国的なルールとして定められている施行規則による許可基準で対応出来ないローカルな地区毎のルールについて定めるものである。
- ・5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項については、行政手続法に規定された基準であることから法的に齟齬はない。
- ・「認めない」とまでいうケースは全国的に見ると少ないが、その背景にあるのは、この地域が世界自然遺産に登録されていることにあり、それにより様々な計画を立案していることが挙げられる。
- ・遺産地域の管理については、海域については多利用型統合的・海域管理計画、陸域についてはエゾシカの保護管理計画を策定し、その上位である遺産地域管理計画も策定している。
- ・数々の計画を踏まえて遺産地域の管理運営をしていることから、ある程度厳しいローカルルールを作らざるを得ない。

・なお、管理計画で決めないとしても、全国的なルールである施行規則により審査をし、支障のあるものについては状況を勘案して不許可にすることとなる。

(北海道開発局 中村)

- ・この地域で新たに漁港を作る構想があるわけではない。
- ・新たに漁港を作る場合は、その漁港を作る範囲に農林水産大臣が漁港区域の指定をかけ、漁港計画を策定する。
- ・我々は農林水産大臣が作った計画に基づいて、事業を執行しているだけの組織に過ぎないので本省間で協議願いたい。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・本省間とは具体的にどういうイメージなのか。

(北海道開発局 中村)

- ・北海道開発局ではなく、本省レベルの話である。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・確認が必要であるが、漁港区域を設定する際には、農林水産省と環境省との間で協議があるのではないか。

(北海道開発局 中村)

- ・管理計画が先にできてしまった場合、農林水産省との間で問題になるかと考え発言した。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・仮に農林水産省と協議が行われる場合についても、管理計画で定めているから不可ということではなく、世界遺産登録の経緯や状況を考慮して不可となる。

(北海道開発局 中村)

- ・理解した。

(網走開発建設部 高間)

- ・管理計画で記載されている道路の路線名と自治体や国の機関の言い方が違うので、路線名が解るような参考図を作って頂ければ有難い。

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・自然公園法に基づく告示の路線と、国土交通省の告示する路線名が違うのは、法律が違うからであるが、早見表を作成するなどの工夫をする。

(網走開発建設部 高間)

- ・お願いしたい。

(田澤委員)

- ・羅臼の公園区域には、幟や使われていない番屋が多く見られ、指導が行き届いているようには思えないし、集団施設地区には廃屋同然のホテルがあり、直ぐに何とかかなるとは思えない。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・現状はご指摘の通りであり課題は色々あるが、現状に合わせて管理のレベルを落とす必要はないと考える。
- ・努力している部分もあり、これからも計画に基づいた指導の強化を図っていく。

(田澤委員)

- ・期待している。

6. その他 修景緑化の方針

資料1-3：知床国立公園 管理計画 付属資料

(釧路自然環境事務所 三宅)

(田澤委員)

- ・エコツーリズム戦略についての文言が計画案に入っているか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・エコツーリズム戦略については、1. 国立公園の概況 (2) 知床国立公園の管理の基本方針⑦適正な公園利用及びエコツーリズムの推進の項目に入れている。

(内田委員)

- ・登山道の標柱について、塗料の種類によってはヒグマが塗装直後に壊す場面を何度も目撃している。
- ・塗料の種類を記述しなくても良いが、業者も分からない場合が多いため、注意喚起をして頂ければと思う。

(釧路自然環境事務所 野川)

- ・私自身も現場で確認しているので、指導していきたい。

(座長)

- ・その他全体を通じて意見を伺う。

(北海道森林管理局 梶岡)

- ・4. 適正な公園利用の推進に関する事項 (5) ルサ・相泊間の道路沿線地区に、「ルサ川はサケ科魚類の遡上河川であり」という記述があるが、これだけを読むとルサ川が知床の中で特別な河川であるように読まれてしまうのではないか。
- ・「河口付近における小規模な河川の復元」という記述は、何をイメージしているのか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・ご指摘の記述については前回会議での意見であり、(4) ホロベツ・知床五湖・カムワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区③各利用拠点における方針 エ. ホロベツ川・岩尾別川に「サケ科魚類の遡上河川であり」という記述があり、それと同じような記述がルサについても当てはまるだろうということで追加した。
- ・「小規模な河川の復元」についても、前回会議での田澤委員からの指摘により追加した記述である。
- ・ルサフィールドハウスの裏手が残土捨て場になっており、昔は地面が川と同じ高さで、沼地のような環境であったと聞いている。自然再生ではないが、小規模な自然復元のような取組みができれば良いということでこの様な記述にした。

(北海道森林管理局 梶岡)

- ・河川内の復元と言う意味ではなく、河川の周辺という意味か。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・イメージが荒い段階ではあるが、昔河川だったところが埋め立てられ、残土捨て場になっているという状況であり、何とかしたいと考えている。

- ・田澤委員から何かあるか。

(田澤委員)

- ・環境省の発言の通りである。

- ・ルサフィールドハウス周辺が余りにも殺伐としており、近い将来、何らかの整備ができないか検討中である。

- ・昔の河道に戻すぐらいの復元をしてはどうかという意見も出ており、河川周辺の整備を検討したい。

(北海道森林管理局 梶岡)

- ・了解した。

(根釧東部森林管理署 井上)

- ・(4) ホロベツ・知床五湖・カムワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区③各利用拠点における方針 キ. 羅臼温泉集団施設地区で、「熊越えの滝を歩道として位置付ける」と追加されているが、現在、歩道跡も何も無い状況であり、検討するというだけで、位置づけるとまでは書かなくても良いのではないか。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・熊越えの滝を歩道として位置付けるというのは、羅臼町が既に国有林から借りている歩道を公園計画上の歩道としてはどうかという羅臼町の意見を反映したものである。表現を修正して解りやすくしたい。

(根釧東部森林管理署 井上)

- ・了解した。

(座長)

- ・他に意見等ないか。

- ・いくつかの修正点はあるが、管理計画については概ね合意を得たということにさせて頂きたい。

(釧路自然環境事務所 三宅)

- ・関係行政機関とは、この後のパブリックコメントの結果等を踏まえて、また調整をさせていただきたい。

- ・進捗状況については、メール等で逐次報告する。

【 あいさつ 】 環境省釧路自然環境事務所 中山次長

(釧路自然環境事務所 中山)

- ・平成5年に策定された知床国立公園管理計画であるが、その後、世界遺産登録をはじめとする大きな状況変化があった。

- ・それらを反映し整理された管理計画を最終的には作成したい。

- ・今後は5年程度で見直せるような体制を整備して行きたい。

【 閉会 】